

富士宮市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸し出しに関して必要な事項を定め、市民が参加する各種行事等にAEDを貸出し配置することにより、心停止者への迅速な救命処置に備えるとともに、市民がAEDを身近に触れる機会を提供することで、応急手当の普及啓発を行うことを目的とする。

（貸出対象）

第2条 AEDの貸出し対象範囲等は、次のとおりとする。

- (1) 富士宮市民を主な対象とする行事等のうち、参加者が概ね10名以上であり、かつ、AEDに係る普通救命講習（認定日が行事等開催日の3年未満に限る。）を修了した者又はこれと同等以上の講習等を修了したと市長が認める者が、当該行事等の開催期間を通じて会場に常時配置されていること。
- (2) 市の施設に配備されているAEDが、故障等により一時的に使用できなくなり、代替用として備える場合
- (3) 富士山夏期臨時診療所（富士山衛生センター）開設時の使用
- (4) その他市長が特に必要であると認めた行事等

（貸出期間及び台数）

第3条 AEDの貸出期間は、貸出しの日から7日以内とし、貸出台数は1行事につき1台とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合はこの限りではない。

（貸出手続き）

第4条 AEDの貸出しを受けようとする者は、「自動体外式除細動器（AED）貸出申請書」（様式第1号）を、貸出希望日の3か月前から5日前までの日に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出しの諾否を決定し、「自動体外式除細動器（AED）貸出申請書審査結果通知書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定によりAEDの貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、「自動体外式除細動器（AED）貸出申請書審査結果通知書」を持参し、福祉企画課において貸出しを受けるものとする。

（経費負担）

第5条 AEDの貸出料は、無償とし、貸出期間中におけるAEDの運搬、維持管理等に要する経費は使用者が負担するものとする。ただし、AEDを傷病者に対して使用した際における消耗品等に係る経費は市がこれを負担するものとする。

（貸出中の管理等）

第6条 使用者は、AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

- 2 使用者は、AEDを目的以外に使用してはならない。
- 3 使用者は、AEDを転貸し、又は譲渡してはならない。
- 4 使用者は、AEDを紛失、破損等させたときは、これを賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

（貸出しの中止・返還）

第7条 市長は、次の各号のいずれか該当するときは、AEDの貸出しを中止し、返還させることができる。

- (1) 前条の規定に違反したと認められるとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

(返却)

第8条 使用者は、貸出期間終了後、速やかにAEDを返却し、「自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書」（様式第3号）を提出するものとする。また、AEDを紛失、破損等させた場合においては、「自動体外式除細動器（AED）破損等報告書」（様式第4号）を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日保健福祉部長決裁）

この要領は、部長決裁の日から施行する。